島根県鹿足郡津和野町名賀
一一三八番一　一号、八号及び九号
一五六四番　二号
一五七〇番　三号
一五七一番　四号及び五号
一一四〇番　六号
一一三九番　七号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鳴谷川本川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十四年建設省告示第四百十七号で指定した同号二七に掲げる土地の区域を除く。）
島根県鹿足郡津和野町名賀
一二六七番　一号及び二号
一二六八番　三号及び四号
二二五八番　五号及び六号
二二六一番　七号
一二七七番一　八号
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鳴谷川支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
島根県鹿足郡津和野町名賀
一八六二番　一号
一二三六番　二号
一二三七番　三号
一二四五番　四号
五一二番　五号
三九四番　六号及び七号
一二三九番　八号
九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
牧ヶ野川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
島根県鹿足郡津和野町高峯
字台ノ先キ道下　二五八七番　一号
字坂ヶ尾　一〇二六番　二号及び三号
字本溢　二〇九七番　四号
字本溢奥　一〇二四番　五号
字蔵ヶ溢　二一〇三番　六号及び七号

○国土交通省告示第九百九十一号

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（神戸市域交通圏）事案（事案番号平二十七第五〇〇五号）については、平成二十七年八月二十七日付け国運審第六十一号により、運輸審議会から、指定することは適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十七年九月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

○北陸地方整備局告示第百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年九月七日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

一　施行者の名称　新潟県
二　都市計画事業の種類及び名称　胎内都市計画道路事業三・四・四号西中央通り線
三　事業施行期間　自平成二十七年九月七日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　新潟県胎内市本郷町、協和町及び西条町地内
使用の部分　なし

国会事項

衆議院

法律公布奏上及び通知

九月三日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律

議案送付

九月三日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

琵琶湖の保全及び再生に関する法律案
公認心理師法案
又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案
投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案

議案通知

九月三日次の内閣提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案

質問書提出

九月三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

最低賃金引き上げの閣議決定に関する質問主意書（長妻昭提出）

参議院

議事日程

九月四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三十九号
平成二十七年九月四日（金曜日）
午前十時開議
第一　航空法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二　内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案提出

九月三日議員から次の議案が提出された。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案（小野次郎発議）（参第二三号）
周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案（小野次郎発議）（参第二四号）
また、同日衆議院から次の議案が提出された。

琵琶湖の保全及び再生に関する法律案（衆第三五号）
公認心理師法案（衆第三八号）

議案受領

九月三日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（閣法第七〇号）
投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）
投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一〇号）
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）
社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一二号）
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五五号）
独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（閣法第三二号）

議案受領（予備審査）

九月三日衆議院から次の議案が送付された。

公認心理師法案（文部科学委員長提出）（衆第三八号）